

平成 21 年 11 月 12 日

各 位

会社名： 日本郵船株式会社
代表者名： 代表取締役社長 工藤 泰三
コード番号： 9101
上場取引所： 東証、大証、名証各一部
問い合わせ先： IR グループ長
遠 藤 剛
TEL 03 (3284) 5986
財務グループ長
磯 田 裕 治
TEL 03 (3284) 6060

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは平成 20 年 4 月に 3 年中期経営計画“New Horizon 2010”をスタートさせ、成長を続ける『モノ運び』グローバル企業グループを目指し努力を重ねてまいりました。しかしながら、昨年秋以降の金融危機及び経済環境の悪化を受け、かかる厳しい経済情勢に対応すべく、平成 21 年 1 月より 2 年間の緊急構造改革プロジェクト『宜候』（ようそろ）を立ち上げ、事業ポートフォリオの再構築、徹底したコスト削減、新規設備投資の厳選による財務体質の安定性の強化を目指し、取り組んでまいりました。

そして、平成 21 年 10 月 27 日、この緊急構造改革プロジェクトをさらに推進させる形で、(1)コンテナ船隊の縮小及びライトアセット化、(2)航空運送事業の抜本的見直し、(3)総合物流事業の更なる深化、(4)完成車輸送と自動車物流の強化、(5)資源エネルギー輸送分野の強化と新規ビジネスへの取り組みを骨子とする中期経営計画“New Horizon 2010”の見直しを発表いたしました。

当社グループは、この一連の構造改革の遂行により、『事業・財務基盤の強化』と同時に『中期的な市況回復を見据えた成長戦略』を追求し、中期経営計画の達成を目指します。

今般の公募増資の実施により、船舶を主とする設備投資資金を確保するとともに、この構造改革を支える強固な財務基盤を確立することによって、『成長』、『安定』、『環境』といった今中期経営計画の基本戦略を実行し、世界でもユニークな総合物流企業として企業価値の更なる向上に努めてまいります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」)に基づき登録されており、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 220,000,000 株
- ② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 180,000,000 株
- ③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 27,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 21 年 12 月 1 日(火)から平成 21 年 12 月 3 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。

① 国内一般募集

国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、野村證券(株)、三菱UFJ証券(株)及びメリルリンチ日本証券(株)を共同主幹事会社とする国内引受会社（以下「国内引受会社」という。）に国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。

② 海外募集

海外における募集（以下「海外募集」という。）は欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集とし、Merrill Lynch International 及び Nomura International plc を共同主幹事引受会社とする海外引受会社（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 220,000,000 株及び海外募集 207,000,000 株（上記(1)②に記載の買取引受けの対象株式 180,000,000 株及び上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 27,000,000 株）を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されており、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは野村証券㈱及びメリルリンチ日本証券㈱とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 (国内) 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成21年12月8日(火)から平成21年12月10日(木)までの間のいずれかの日。但し、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 資金使途 公募による新株式発行により調達する資金は、第三者割当による新株式発行により調達する資金と合わせて船舶を主とする設備投資資金に充当する予定である。
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長・社長経営委員 工藤泰三又は代表取締役・専務経営委員 内藤忠顕に一任する。
- (11) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 33,000,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券㈱
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は公募による新株式発行における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村証券㈱が当社株主から33,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長・社長経営委員 工藤泰三又は代表取締役・専務経営委員 内藤忠顕に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 公募による新株式発行が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」)に基づき登録されており、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

3. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の当社普通株式 33,000,000 株
種類及び数
- (2) 払込金額の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行決定方法における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本準備金の額
資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村證券(株)
- (5) 申込期間 平成 21 年 12 月 24 日(木)
(申込期日)
- (6) 払込期日 平成 21 年 12 月 25 日(金)
- (7) 申込株数単位 1,000 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 資金使途 第三者割当による新株式発行により調達する資金は、公募による新株式発行により調達する資金と合わせて船舶を主とする設備投資資金に充当する予定である。
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長・社長経営委員 工藤泰三又は代表取締役・専務経営委員 内藤忠顕に一任する。
- (11) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (12) 公募による新株式発行が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券(株)が当社株主から 33,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、33,000,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券(株)が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は本日開催の取締役会において、野村證券(株)を割当先とする当社普通株式 33,000,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 21 年 12 月 25 日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券(株)は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 21 年 12 月 17 日(木)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、(株)東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券(株)がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券(株)は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券(株)は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

野村證券(株)が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券(株)はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

シンジケートカバー取引及び安定操作取引に関して、野村證券(株)は、三菱UFJ証券(株)及びメリルリンチ日本証券(株)と協議の上、これらを行います。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 1,230,188,073株 (平成21年10月31日現在)

公募増資による増加株式数 427,000,000株 (注) 1.

公募増資後の発行済株式総数 1,657,188,073株 (注) 1.

第三者割当増資による増加株式数 33,000,000株 (注) 2.

第三者割当増資後の発行済株式総数 1,690,188,073株 (注) 2.

(注) 1. 海外引受会社が上記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」(1)③に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 上記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載の募集株式数の全株に対し野村證券㈱から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であり、上限を示したものであります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額合計上限 142,488,000,000円については、全額を船舶を主とする設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画については、平成21年9月30日(水)現在以下のとおりとなっております。

① 船舶

事業の種類別 セグメントの 名称	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力 (載貨重量 屯数(K/T))
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手 (起工)	完了 (竣工)	
定期船事業	182,753	69,554	自己資金、借入金、 社債及び増資資金	平成20年9月 ～ 平成24年8月	平成21年10月 ～ 平成24年11月	1,057,431
不定期専用船事業	446,379	83,814	自己資金、借入金、 社債及び増資資金	平成20年11月 ～ 平成25年12月	平成21年10月 ～ 平成26年6月	6,201,330

② 航空機

事業の種類別 セグメントの名称	投資予定金額		資金調達方法	引渡又は完成予定
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		
航空運送事業	396,000	33,271	自己資金、借入金、 社債及び増資資金	平成22年度～平成25年度

(注) 上記は平成21年9月30日(水)現在における当社及び連結子会社が発注済の船舶及び航空機に係る設備投資計画を記載しております。なお、今後、保有形態の選択や契約条件の変更等により、上記の内容は変更される可能性があります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はございません。

(3) 業績に与える影響

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

新株発行及び株式売出しの実施は、当社の財務基盤を強化し、中長期的な業績の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、海運業はもとより他の事業の拡充など将来の事業展開と市況変動に耐え得る内部留保の水準とに留意しつつ、配当性向や当社の業績の見通し等を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続して行うことを基本方針としております。

当社は、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としています。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。また、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業価値の向上を目指し、成長が見込まれる事業分野を強化するための設備資金に充てるほか、長期的視点から投資効率を高める施策に充てる方針です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり連結当期純利益	52.99円	92.93円	45.73円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	18.00円 (9.00円)	24.00円 (12.00円)	15.00円 (13.00円)
実績連結配当性向	34.0%	25.8%	32.8%
自己資本連結当期純利益率	10.6%	17.6%	9.5%
連結純資産配当率	3.6%	4.6%	3.1%

ご注意: この文書は、当社の新株発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権付社債の残高等は平成 21 年 10 月 31 日現在以下のとおりです。

2026 年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権付社債 の残高	払込期日	償還日	転換 価額	資本 組入額
55,000 百万円	2006 年 9 月 20 日	2026 年 9 月 24 日	843 円	422 円

なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数 (1,690,188,073 株) に対する潜在株式数の比率は 3.86% となる見込みです。当該比率の算出にあたっては、上記の転換価額に基づく潜在株式数を使用しております。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
始 値	720 円	945 円	937 円	385 円
高 値	996 円	1,276 円	1,133 円	488 円
安 値	678 円	726 円	352 円	319 円
終 値	945 円	936 円	377 円	327 円
株価収益率	17.8 倍	10.1 倍	8.2 倍	—

(注) 1. 平成 22 年 3 月期の株価については、平成 21 年 11 月 11 日(水)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日から当該募集に係る受渡期日後 180 日間を経過するまでの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(但し、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)等を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。